

京都市訓令甲第42号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第5条第2項中「担当課長」を「保健課長」に改め、同条第7項中「又は新中央図書館建設構想推進室長」を「新中央図書館建設構想推進室長又は右京中央図書館建設室長」に改め、同条第12項中「中高一貫・新設中学校開設準備室長、総合制養護学校開設準備室長」を削り、同条第15項中「担当課長」を「保健課長」に改め、同条第17項中「新中央図書館建設構想推進室」の右に「及び右京中央図書館建設室」を、「専門員」の右に「担当課長補佐又は担当係長」を加える。

別表教育長の項中第16号を第17号とし、第1号から第15号を1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 予算の流用及び移用に関すること。

別表総務部長の項中第15号を第16号とし、第1号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 1件5,000,000円以下の予算の流用及び移用に関すること。

別表課長、教育環境整備室長、京都御池中学校・複合施設建設室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室長、体育健康教育室の担当課長、生涯学習総合センターの分館の館長、新中央図書館建設構想推進室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長

の項中「担当課長」を「保健課長」に改め、「新中央図書館建設構想推進室長」の右に「、右京中央図書館建設室長」を加える。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)